

長野県自転車活用推進計画ネットワーク会議開催要領

(目 的)

第1条 長野県と関係機関及び団体等との連携により、長野県自転車活用推進計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野県自転車活用推進計画ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2条 会議においては、長野県自転車活用推進計画に掲げる次の事項に係る施策の推進、実施状況及び評価に関する意見交換等を行う。

- (1) 交通安全教育その他の自転車による事故のない安全で安心な県民生活の確保に関する事項
- (2) 自転車を安全で快適に利用するための環境の整備に関する事項
- (3) 自転車を利用した健康の増進に関する事項
- (4) 自転車の利用による環境への負荷の低減に関する事項
- (5) 自転車を利用した観光の振興に関する事項
- (6) その他、自転車の活用の推進に関し必要な事項

(構 成)

第3条 会議は、前条各号に掲げる事項に関係する別表の機関・団体等で構成する。

2 会議の座長は、長野県県民文化部長をもって充てる。

3 座長は、必要に応じて前条各号に掲げる事項に対応する部会等を設置することができる。

(会 議)

第4条 会議は、必要の都度、座長が招集し開催する。

2 座長は、必要がある時は、構成機関・団体等以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課が担当する。

(その他)

第6条 本会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。